

## 会員へのお知らせ

日本産科婦人科学会会員 各位

### 自己採取 HPV 検査キットに関する慎重な対応のお願い

最近、営利企業が自己採取 HPV 検査キットを薬局等で販売し、自社のホームページで当該検査の方法等を広報し、自己採取 HPV 陽性者の精密検査を実施する医療機関情報を提供するために、大学病院や診療所を含め多数の産婦人科医療機関あてにリストへの掲載許諾依頼の手紙が送付される案件が発生しています。当学会において、販売に至った経緯のヒアリングを行いました。今後とも任意検査として当該商品の販売を継続させるとのことです。

わが国の子宮頸がん検診(対策型検診)への HPV 検査の導入に関しては、現在国立がん研究センターが中心となって検討を行っている最中です。一方、自己採取 HPV 検査については、子宮頸がん検診ガイドライン 2018 年度版のドラフト(確定版は未だ公表されていません)において『HPV 検査の自己採取法を考慮に入れる場合は、検査回収率(受診率)だけではなく、精検受診率もアウトカムとした実装・普及研究が必須であり、実装・普及研究の結果、適切な精検受診率が確保されない限り、検診として採用すべきものではない』とのスタンスで議論が進められています。自己採取 HPV 検査は、ごく一部の国において対策型検診の受診勧奨に応じない女性に対して、通常の検診の代替手段として利用されているに過ぎません。したがって現時点では、わが国において自己採取 HPV 検査を医師が積極的に奨める根拠は得られていません。日本人の若い一般女性の 10~20%が高リスク HPV に感染していることが複数の論文において報告されておりますが、HPV 検査陽性者に対する精密検査を行う手順や体制が整っていないことに加えて、自己採取の手技自体が被検者に十分に理解されているとは言えない現状であり、対策型・任意型検診に関わらず、日本産科婦人科学会は自己採取 HPV 検査を推奨しておりません。また自己採取 HPV 検査が陰性であった女性が、通常の子宮頸がん検診を受けないという深刻な不利益が生じ、現在行われているがん検診全体に混乱や悪影響が及ぶ可能性が危惧されます。

会員諸氏におかれましては、科学的根拠や被検者のメリットが明確ではない商品の情報にご留意いただくとともに、自己採取 HPV 検査に対して慎重に対応されることを望みます。

2019 年 6 月 12 日  
公益社団法人 日本産科婦人科学会  
理事長 藤井 知行  
婦人科腫瘍委員会  
委員長 榎本 隆之